

京都市水垂埋立地利用事業者募集要項

京都市では、水垂埋立地の有効活用のため、以下のとおり利用事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 募集目的

市有財産の更なる有効活用のため、京都市が所有する水垂埋立地における利用事業者を募集します。

2 内容

- (1) 事業者には、京都市と協議のうえ対象物件を駐車場として利用していただきます。
- (2) 利用に当たり必要な整地、整備及び維持管理等に係る経費については、全て事業者に負担していただきます。

3 対象物件

名称	所在地	面積
水垂埋立地	京都市伏見区淀樋爪町528-1の一部	1,200 m ²

4 応募者の資格要件

仕様書を御確認ください。

5 使用条件

以下の条件を全て満たしており、かつ、了承していること。

- (1) 土地の周囲にフェンス（高さ1.8m以上）を設置すること（フェンスの構造については、京都市の承認を得ること）。
なお、本件使用に関し、既存フェンスの付け替えの必要が生じた時は、京都市の承認を得たうえで事業者が付け替えること。
- (2) 土地の使用に当たって必要な草刈り及び整地等は事業者が実施すること。
- (3) オイル漏れ等により周辺土壌に影響のないよう、アスファルト舗装を行うなど適切に使用すること。
- (4) 土地の使用に当たっては、隣接する本市モニタリング井戸の定期観測に支障を来さないこと。
- (5) 定期観測及び井戸の管理に必要な本市関係車両等が土地を通行、駐車すること。
- (6) 土地の使用に当たり、必要に応じて水路管理者等と調整すること。
- (7) 土地の使用に当たり、ガードレールを撤去若しくは移設する必要がある場合は、道路管理者等と調整し、許可を得ること。
- (8) 土地の上に建築物を設置してはならない。
- (9) フェンス等に破損が生じた場合は、速やかに補修を行うこと。
- (10) 京都市において、公用又は公共用に供する必要がある時は、使用許可を取り消すことができる。
- (11) 使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、使用者は、市長が指定する期間内に自己の費用で原状に回復して使用許可財産を返還しなければならない。

ただし、本市が原状に回復しなくてもよいと認めた場合は、この限りでない。
(12) 土地の使用に当たっては、関係法令を遵守し、周辺環境にも十分配慮すること。

6 使用許可の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
(フェンス等の設置、撤去等に要する期間は許可期間に含みます。)

7 使用許可の更新

令和9年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長4年(令和13年3月31日まで)を限度に、引き続き1年ごとに使用許可を更新することができます。

8 使用料

事業者が提案により提示した提案使用料を使用料とします。
更新後の使用料は仕様書をご確認ください。

9 申込受付期間

令和8年2月10日(火)～令和8年2月24日(火) 必着

10 現地見学会

- (1) 実施日時 令和8年2月13日(金)
午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
- (2) 実施場所 現地
※現地見学会に参加を希望される方は、前日の午後5時までに、施設管理課(075-222-3964)へ事前に御連絡ください。
※希望者がいない場合、現地見学会を中止とします。

11 質問及び回答

- (1) 質問(持参のみ)
令和8年2月10日(火)～令和8年2月13日(金)
【受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時まで】
なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 回答
質問受付期間の末日の翌日から起算して3営業日後(予定)までに施設管理課ホームページに掲載して回答します。

12 事業者の決定

- (1) 決定日(予定)
令和8年3月3日(火)
- (2) 決定後の公表
施設管理課ホームページにおいて事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課(担当:横川、市場)
電話(075) 222-3964(直通)

ホームページアドレス:<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>